

令和元年5月29日

関東東北産業保安監督部東北支部

## 旧羽州象潟鉱山に対する鉱山保安法第39条に基づく命令について

関東東北産業保安監督部東北支部（以下「当支部」という。）は、令和元年5月29日、羽州象潟鉱山の鉱業権者であった羽州観光開発株式会社（法人番号6410001005091）に対して、鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、危害及び鉱害を防止するために必要な措置を講ずるよう命令を行いました。

1. 羽州象潟鉱山の鉱業権（秋田県採掘権登録第1509号）が、平成31年4月23日付けで、消滅の登録がされました。
2. 当支部は平成31年4月25日に、同鉱業権の鉱区の状況を調査したところ、鉱区内に存在する1本の坑井の廃坑措置が実施されていないこと並びに廃止した鉱山施設（セパレーター、ドレンセパレーター、ブロア、アウトレットスクラバー、送水ポンプ、コンプレッサ、建屋及び配管類等）が撤去されていないことを確認しました。
3. また、当支部は、令和元年5月10日付けで羽州観光開発株式会社に対して弁明の機会を付与したところ、指定した期日までに弁明がありませんでした。
4. このため当支部は、法第39条第1項の規定に基づき、鉱区内に存在する坑井について廃坑措置を講ずること並びに廃止した鉱山施設に起因する危害及び鉱害を防止するため、鉱山施設の撤去等の適切な措置を講ずることについて命令を行いました。

（本資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部東北支部鉱害防止課

課長：佐々木 昌章

担当：西澤 広、柏木 広憲、梅津 肇

電話：022-263-1111（内線5051～5052）

022-221-4965（直通）